

岩手県告示第 74 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 20 条の規定に基づき、次のとおり事業の認定をした。

平成 19 年 1 月 30 日

岩手県知事 増田 寛也

1 起業者の名称 宮古市

2 事業の種類 宮古駅前広場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分 宮古市栄町、大通り三丁目、宮町一丁目地内

(2) 使用の部分 宮古市栄町、大通り三丁目、大通四丁目、宮町一丁目、宮古第 8 地割字八幡前地内

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第 20 条第 1 号要件への適合性

申請に係る事業は、宮古市が、公の施設として、宮古駅前広場を整備するとともに周辺施設との連携を図るための通路を設置するもので、法第 3 条第 32 号に規定する「地方公共団体が設置する広場」及び同第 35 号に規定する「事業のために欠かすことのできない通路」に該当する。

従って、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第 20 条第 2 号要件への適合性

本件事業の起業者である宮古市は、既存の宮古駅前広場の設置者であり、既に本件事業を実施する権能を有していると認められる。

また、既に本件事業に係る予算措置を講じている。

従って、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第 20 条第 3 号要件への適合性

ア 得られる公共の利益

宮古市では宮古市総合計画を策定し、その基本計画において、「基本構想・前期基本計画」の三陸沿岸地域の拠点としての基盤形成主要事業として、宮古駅前の整備を掲げている。

宮古駅前の周辺は、商店、病院、公共施設等が集積した市街地を形成しており、多くの市民にとって、買い物、公共施設の利用や通院等、生活の拠点となっている。

宮古駅前広場は、周辺市街地の中心にあり、鉄道とバス、タクシーなどが有機的に連結する交通の拠点であるとともに、市民や来訪者が交流する場として、街づくりや周辺市街地の活性化に欠かせないものとなっている。

現在の宮古駅前広場は、バス、タクシー及び一般車両の交通が輻輳しているが、駅前広場ロータリーの車線の幅員が 3.5 m と狭いうえ回転半径が 12m と小さいことから、バス等の大型車は対向車線にはみ出した通行を余儀なくされ、また、送迎用バス乗降場においてはスペースが狭隘なことから、バスの出入りの際には一般道での切返しが必要となる等、広場内の自動車交通に支障を来しているほか、交通事故の危険性を有している。

また、現在の宮古駅前広場内には、各種イベントや団体客の集合場所等に対応できる広場が不足し、市民や来訪者が交流する場としての役割を果たせない状況にある。

さらに、宮古市地域防災計画において、宮古駅は災害時における陸上輸送拠点でありながら、周囲に一次避難場所等に対応できる広場等が無く、充分な防災機能を果たせない状況となっている。

本件事業は、宮古駅前広場について、自動車の安全な交通に必要となる車線幅、乗降場及び停車場を確保し、交通の円滑化を図るとともに、広場、観光案内施設及び公衆便所等を新たに設置し、災害時における一次避難場所としての機能を有しながら、市民や来訪者の交流する場、情報発信の場としての環境を整備するものである。

本件事業の施行により、宮古駅前広場は、誰もが安心・安全に利用できる交通空間が整備されるとともに、災害時における

る一時避難場所が確保される。

また、駅前広場内に新たに設置する広場及び観光案内施設は、日常の市民や来訪者の交流、市、学校及び各種団体等の催し物の開催、観光振興の支援の場として利用することが見込まれ、周辺市街地の活性化及び産業の振興に結び付けようとするものである。

従って、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

起業地内には、保護のため特別の措置を講ずべき希少動植物及び文化財等について、宮古市及び宮古市教育委員会に確認したところ存しないことが確認されており、また、環境影響評価法（平成9年法律第81号）による環境影響評価の非対象事業である。

従って、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、宮古駅周辺市街地の中心であり、かつ、交通の拠点となっている宮古駅前広場を整備するもので、起業地は、既存の駅前広場及びその周辺に限られる。

事業計画は、既存の駅前広場を再編し、不足する部分について新たに土地を収用して行おうとするものであるが、事業の目的、宮古駅及び宮古駅前広場利用者の利便性、周辺土地の利用形態、支障物件の状況、用地取得費及び工事費等の経済性等から、3つの事業計画を作成し比較検討した結果、これらの条件を満たす最適な事業計画が選定され、施設規模及び起業地の範囲について、必要最小限の範囲としていると判断される。

従って、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる利益は失われる利益に優越すると認められる。従って、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

（4）法第20条第4号要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

宮古駅前広場において、安心・安全に利用できる交通空間の整備と災害時における一時避難場所を確保することは、交通の円滑化及び交通事故の抑止並びに災害時における防災機能を確保する観点から、早期の対応が求められる。

また、宮古市の発展のためには、中心市街地の活性化及び産業の振興は欠かせないものであり、宮古市の合併協議時に実施した住民アンケート調査の結果によると、多くの市民から中心市街地など都市拠点の整備を求められている状況にある。

従って、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲と認められる。

また、収用の範囲は全て本件事業に恒久的に供される範囲としていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると認められる。

（5）結論

以上のとおり、本件事業は法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 宮古市役所